

# 町連合經由 一般文書

令和3年 4月25日

町内会長各位

白老町長 戸田安彦

## 町内会宛て文書班回覧のお願いについて

貴町内会におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。  
また、日頃より生活環境行政の運営には格別のご理解ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

この度「白老町消費者被害防止ネットワークだより第72号」を作成いたしました。班回覧を通じて各世帯へのご周知いただき被害防止にお役立てくださいますようお願い申し上げます。

白老町消費者被害防止ネットワーク事務局

白老町役場生活環境課町民生活G

白老町消費生活センター

TEL 0144-82-2265

白老町消費者被害防止ネットワークだより第72号

## 消費者被害防止情報

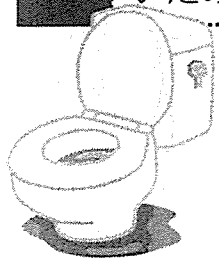
消費者被害情報 No.72.2021年4月

発行：白老町消費者被害防止  
ネットワーク事務局  
白老町消費生活センター  
〒059-0995  
白老町大町1丁目1-1  
(白老町生活環境課内)  
TEL 0144-82-2265  
FAX 0144-82-4391

# 水回りサービスの 高額請求にご注意下さい！

### 事例

トイレが詰まり、インターネットで見つけた業者に電話をしてくれもらった。急いでいたので料金等は電話で確認しなかった。修理をしてくれたが、中々直らず次々と作業が進み、最終的に「20万円」の請求を受けた。作業も終わっていたので払ったが高額で納得いかない。



トイレや排水のつまり、水漏れなどのトラブルについて、札幌圏を中心に相談が急増しています。安価な価格設定の広告を見て事業者連絡し自宅に招いて依頼した結果、次々と作業が進み高額な請求を受けています。

また、鍵開錠のサービスでも同様のトラブルが発生しています、広告の安価な価格表示に惑わされないよう事前にしっかりと確認しましょう！

### あ

#### わてて業者を呼ばない！

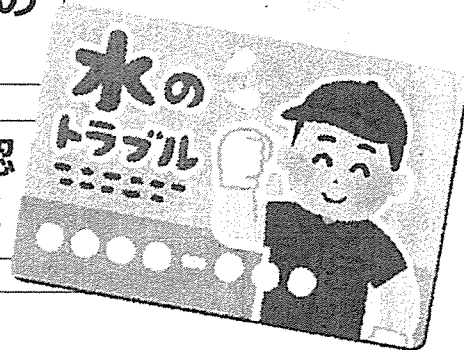
複数の事業者から見積もりをとって作業内容や作業料金をよく確認しましょう！

### じ

#### ぜんに出張や見積もりにかかる料金の有無を確認しましょう！

### さ

ぎょう前に作業内容や料金等を書面で確認し納得できない場合はその場で契約しない！



### ひ

#### ごろから備えましょう！

- ◆家の施工業者や近隣の工務店など信頼できる事業者を確認しておきましょう。賃貸住宅の場合は管理会社へ相談しましょう。
- ◆業者を呼ぶ前に「自宅の止水栓の位置と締め方を確認する」「簡単な詰まりにはラバーカップを用意する」など自分でできることを確認しておきましょう。

※インターネット上で安価な広告を表示している事業者は「プラットフォーム（場所）を提供しているだけ」で連絡をするとそこに登録をしている近隣の事業者が各々対応するという場合も多くなっています。この場合、対応する事業者により作業や価格が異なることが予想されます。

契約状況によりクーリング・オフ（無条件解約）ができる場合がありますが、事業者が認めない場合もあり交渉が難航しています。契約は慎重に！

# : 占いサイトのトラブル :

\*インターネット上の占いサイトに登録「占い師」を名乗るものからメールが次々に届き、やめられなくなった。メッセージのやり取りを繰り返すうちに高額の請求を受けた。  
\*サイトに登録した途端に知らないサイトからメールが沢山届くようになり迷惑。

上のようなサイトについての相談が女性を中心に寄せられています。



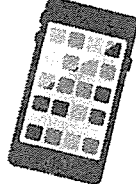
- ・「占いのため」と生年月日や氏名、メールアドレスなど個人情報の入力を求められることがありますが、その後どのように利用されるかわかりません。個人情報の入力は避けましょう！
- ・自分だけに向けられた言葉だと思ってもそうではないかもしれません。メッセージのやり取りが有料のサイトで、数字や記号、特定の言葉などを延々と送信せられ支払いが高額になっている事例もあります。冷静な判断を！

R3年4月より～  
大手4キャリア（ドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル）で携帯電話番号の転出手数料が無料化されました

## 携帯電話番号の転出（MNP）とは

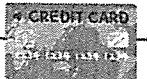
使用中の携帯電話番号のまま他社に乗り換えること

これまで、電話番号を変更せずに乗り換える際の手数料が不要に！併せて、利用者が旧携帯事業者へ携帯電話番号の転出手続きを申し出た際の引き留め行為が禁止されました。



## クレジットカードの不正利用について

道内でクレジットカードの不正利用に関する相談が増えています。



### \* 事例 \*

通販サイトからクレジットカードの不正利用が疑われるとメールが届いた。通販サイトやカード会社をかたったフィッシング詐欺メールだと思っていたが後日、実際にカードが決済された。

最近、実在する企業や金融機関をかたり、個人情報取得を目的とした「フィッシング詐欺」の手口が横行していますが、それに紛れて事例のようなカード不正利用についてのメールが届いているようです。メールの真偽は個別で判断する必要がありますが、カード情報が記載されていて実際の情報と一致している場合は確認の必要があります。

- ◆メールの内容について確認する場合は新たに企業の問い合わせ先を調べましょう。
- ◆カード会社への問い合わせはカード裏面記載の電話番号へ！
- ◆今後の被害防止のためにカード番号の変更、通販サイトに登録しているID、メールアドレス、パスワードの変更や決済情報の削除依頼など

日ごろからカード請求明細の確認を！

## 事例

8年ほど訪問のなかった配置薬を昨年処分したが、先日、突然業者が訪問し代金を請求された。

配置薬とは：販売員が消費者宅へ薬を預け、消費者は次回の来訪時に使った分だけの代金を支払う仕組み

- 【古い配置薬の取り扱いは？】
- ◆配置薬は一旦預かると保管義務が生じますので勝手に処分することはできません！
  - ◆不要になった場合自己判断で処分せず、業者に連絡をして引き取ってもらうようにしましょう。
  - ◆処分してしまうと、代金の請求を受ける場合があります。
  - ◆一定期間（最終支払い日より5年）を経過しているものに関しては時効の可能性もありますので、支払う前にご相談下さい。



## 土・日・祝日の相談先は？

- 消費者ホットライン

☎ 188

10時～16時・年末年始除く

- 警察相談専用窓口

☎ #9110

毎日24時間受付・専門の相談員が対応

